

○農林水産省令第五十八号

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律施行規則

(生産者団体)

第一条 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第二条第五項の農林水産省令で定める団体は、次に掲げる要件に該当する団体とする。

一 生産業者を直接又は間接の構成員とする団体（法人でない団体にあつては代表者又は管理人の定めのあるものに限り、法令又は定款その他の基本約款において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、又はその加入につき現在の構成員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない旨の定めのあるものに限る。）であること。

二 団体が法第二十一条各号に掲げる場合に該当することとなった場合（当該団体が外国の団体である場合に限る。）において、農林水産大臣が当該団体に対し明細書又は生産行程管理業務規程の変更その他の必要な措置をとるべき請求をしたときは、これに応じる団体であること。

（登録に係る特定農林水産物等に係る地理的表示に類似する表示）

第二条 法第六条の登録（次条第一号、第六条第二項第二号ホ、第十五条第一号、第十七条及び第十八条第二項を除き、以下単に「登録」という。）に係る特定農林水産物等に係る法第三条第二項及び第三項の類似する表示には、次に掲げる表示（法第二十三条第一項第一号の条約その他の国際約束で定めるところによる表示を除く。）を含むものとする。

一 登録に係る特定農林水産物等に係る地理的表示に当該特定農林水産物等以外の農林水産物等の生産地の表示を伴うもの

二 登録に係る特定農林水産物等に係る種類、型若しくは様式に関する表示、模造品である旨の表示又はこれらに類する表現の表示を伴うもの

三 登録に係る特定農林水産物等に係る地理的表示を翻訳した表示

（法第三条第二項第五号の農林水産省令で定める場合）

第三条 法第三条第二項第五号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第六条の登録の日（当該登録に係る法第七条第一項第三号に掲げる事項について法第十六条第一項

の変更の登録があつた場合にあっては、当該変更の登録の日前から不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的（次号において「不正の目的」という。）でなく法第六条の登録に係る特定農林水産物等が属する区分に属する農林水産物等を主な原料若しくは材料として製造され、若しくは加工された農林水産物等若しくはその包装等に当該特定農林水産物等に係る地理的表示と同一の名称の表示若しくはこれに類似する表示を付していた者及びその業務を承継した者が継続して当該農林水産物等若しくはその包装等にこれらの表示を付する場合又はこれらの者から当該農林水産物等（これらの表示が付されたもの又はその包装等にこれらの表示が付されたものに限る。）を直接若しくは間接に譲り受けた者が当該農林水産物等若しくはその包装等にこれらの表示を付する場合

二 不正の目的でなく自己の氏名若しくは名称若しくは著名な雅号、芸名若しくは筆名又はこれらの著名な略称の表示を付する場合

三 登録に係る特定農林水産物等の名称に普通名称が含まれる場合において、当該特定農林水産物等の名称の一部となっている普通名称の表示を付するとき。

四 法第二十三条第一項の指定に係る特定農林水産物等について締約国の同等制度において地理的表示を

付することができることとされている者が当該特定農林水産物等若しくはその包装等に当該特定農林水産物等に係る地理的表示を翻訳した表示を付する場合又は当該者から当該特定農林水産物等を直接若しくは間接に譲り受けた者が当該特定農林水産物等若しくはその包装等に当該表示を付する場合

（登録標章の様式）

第四条 法第四条第一項の農林水産省令で定める標章は、別表の上欄に掲げる農林水産物等又はその包装等の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に定める様式のとおりとする。

（書面の用語等）

第五条 登録の申請に関する書面は、次項に規定するものを除き、日本語で書かなければならない。ただし、生産者団体の名称及び住所、代表者（法人でない生産者団体にあつては、その代表者又は管理人）の氏名並びに農林水産物等の名称については、外国語を用いることができる。

2 委任状その他の書面であつて、外国語で書いたものには、その翻訳文を添付しなければならない。

（申請書の記載事項等）

第六条 法第七条第一項第七号の農林水産物等を特定するために必要な事項は、次に掲げる事項とする。

一 申請農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

二 申請農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績

2 法第七条第一項第八号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 申請農林水産物等の名称について法第十三条第一項第四号ロの該当の有無

二 申請農林水産物等の名称について法第十三条第一項第四号ロに該当する場合には、次に掲げる事項

イ 登録商標（商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第二条第五項に規定する登録商標をいう。以下この号及び第十八条第一項において同じ。）に係る商標権者の氏名又は名称

ロ 登録商標

ハ 商標登録に係る指定商品又は指定役務（商標法第六条第一項の規定により指定した商品又は役務をいう。）

ニ 商標登録の登録番号

ホ 商標権の設定の登録（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、商標権の設定の登録及び

存続期間の更新登録）の年月日

へ 商標権について専用使用権が設定されているときは、当該専用使用権の専用使用権者の氏名又は名称

ト 登録をすることについて商標権者又は専用使用権者の承諾を要するときは、当該承諾の年月日

3 法第七条第一項第九号の農林水産省令で定める事項は、同条第二項の規定により申請書に添付すべき書類の目録とする。

4 申請書は、別記様式第一号により作成しなければならない。

（申請書に添付する書類）

第七条 法第七条第二項第三号の農林水産省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 代理人により登録の申請をする場合には、その権限を証明する書面

二 登録を受けようとする団体に係る登記事項証明書、定款その他の当該団体が法第二条第五項に規定する生産者団体であることを証明する書面

三 登録を受けようとする団体が外国の団体である場合には、第一条第二号の請求に応じることを誓約する書面

四 登録を受けようとする団体が法第十三条第一項第一号イ又はロのいずれかに該当することの有無を明らかにする書面

五 最近の事業年度における財産目録、貸借対照表、収支計算書その他の登録を受けようとする団体が生産行程管理業務を適確かつ円滑に実施するに足りる経理的基礎を有することを証明する書類

六 登録を受けようとする団体が生産行程管理業務の公正な実施を確保するため必要な体制を整備していることを証明する書類

七 申請農林水産物等が特定農林水産物であることを証明する書類（録音又は録画をしたものを含む。）

八 申請農林水産物等の写真

九 登録をするについて商標権者又は専用使用権者の承諾を要するときは、これを証明する書面

（意見書の様式）

第八条 法第九条第一項の意見書は、別記様式第二号により作成しなければならない。

（学識経験者からの意見聴取）

第九条 農林水産大臣は、法第十一条第一項の規定により学識経験者の意見を聴くときは、次条の学識経験

者の名簿に記載されている者の意見を聴くものとする。

（学識経験者の名簿）

第十条 農林水産大臣は、学識経験者を選定して、学識経験者の名簿を作成し、これを公表するものとする。

（再公示等）

第十一条 農林水産大臣は、法第八条第一項の規定による公示をした後当該公示に係る登録の申請について登録又は登録の拒否をするまでの間において、申請書、明細書又は生産行程管理業務規程の内容に実質的な変更があつたときは、改めて同条、法第九条及び第十一条の規定による手続を行わなければならない。

（特定農林水産物等登録簿）

第十二条 法第十二条第二項の特定農林水産物等登録簿（次項において単に「特定農林水産物等登録簿」という。）は、別記様式第三号により作成するものとする。

2 特定農林水産物等登録簿は、農林水産省食料産業局に備えるものとする。

（登録に係る公示事項）

第十三条 法第十二条第三項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 登録番号及び登録の年月日
- 二 登録に係る特定農林水産物等の区分
- 三 登録に係る特定農林水産物等の名称
- 四 登録に係る特定農林水産物等の生産地
- 五 登録に係る特定農林水産物等の特性
- 六 登録に係る特定農林水産物等の生産の方法
- 七 登録に係る特定農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由
- 八 登録に係る特定農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績
- 九 登録に係る特定農林水産物等の名称について法第十三条第一項第四号ロの該当の有無
- 十 登録に係る特定農林水産物等の名称について法第十三条第一項第四号ロに該当する場合には、第六条第二項第二号に掲げる事項
- 十一 登録を受けた生産者団体の名称及び住所並びに代表者（法人でない生産者団体にあつては、その代表者又は管理人）の氏名

十二 第四号から第六号までに掲げる事項と明細書に定めた法第七条第一項第四号から第六号までに掲げる事項とが異なる場合には、その旨及びその内容

（特定農林水産物等登録証の交付）

第十四条 農林水産大臣は、登録をしたときは、当該登録を受けた生産者団体に特定農林水産物等登録証を交付するものとする。

2 前項の特定農林水産物等登録証は、別記様式第四号による。

（生産行程管理業務の方法の基準）

第十五条 法第十三条第一項第二号ロの農林水産省令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一 法第十六条第一項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る事項に係る明細書の変更を行うこと。

二 構成員たる生産業者が行うその生産が明細書に定められた法第七条第一項第四号から第六号までに掲げる事項に適合して行われていることを確認すること。

三 前号の規定による確認の結果、構成員たる生産業者が行うその生産が明細書に定められた法第七条第

一項第四号から第六号までに掲げる事項に適合して行われていないことが判明したときは、当該生産業者に対し、適切な指導を行うこと。

四 構成員たる生産業者が法第三条第一項及び第四条第一項の規定に従って特定農林水産物等又はその包装等に当該特定農林水産物等に係る地理的表示及び登録標章を付していることを確認すること。

五 前号の規定による確認の結果、構成員たる生産業者が法第三条第二項又は第四条の規定に違反していることが判明したときは、当該生産業者に対し、適切な指導を行うこと。

六 実績報告書（生産行程管理業務の実施状況に関する報告書をいう。次号において同じ。）を作成し、明細書及び生産行程管理業務規程の写しとともに毎年一回以上農林水産大臣に提出すること。

七 実績報告書及びこれに関する書類を前号の提出の日から五年間保存すること。

（申請農林水産物等について法第二条第二項各号に掲げる事項を特定することができない名称）

第十六条 法第十三条第一項第四号イの申請農林水産物等について法第二条第二項各号に掲げる事項を特定することができない名称には、次に掲げる名称を含むものとする。

一 動植物の品種の名称と同一の名称であつて、申請農林水産物等の生産地について誤認させるおそれの

あるもの

二 不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第一項第一号又は第二号に掲げる行為を組成する
名称

（生産者団体を追加する変更の登録）

第十七条 第五条、第六条第三項及び第四項、第七条から第十一条まで並びに第十三条から第十五条までの規定は、法第十五条第一項の変更の登録について準用する。この場合において、第六条第四項中「別記様式第一号」とあるのは「別記様式第五号」と、第七条中「次に掲げる書類」とあるのは「第一号から第六号までに掲げる書類」と、第八条中「別記様式第二号」とあるのは「別記様式第六号」と、第十三条中「次に掲げる事項」とあるのは「変更の年月日並びに第一号から第三号まで、第十一号及び第十二号に掲げる事項」と、同条第十二号中「第四号から第六号までに掲げる事項と明細書に定めた法第七条第一項第四号から第六号」とあるのは「登録に係る法第七条第一項第四号から第六号までに掲げる事項と明細書に定めた同項第四号から第六号」と読み替えるものとする。

（明細書の変更の登録）

第十八条 法第十六条第三項の農林水産省令で定める軽微な事項は、次に掲げる事項とする。

一 行政区画又は土地の名称の変更に伴う登録に係る特定農林水産物等の生産地の名称の変更

二 登録に係る特定農林水産物等の名称が法第十三条第一項第四号ロに該当する場合において、当該登録後に同号ロに規定する登録商標に係る商標権について専用使用権が設定されたときにおける当該専用使用権の専用使用権者の氏名又は名称の追加

三 誤記の訂正

四 前三号に掲げるもののほか、法第七条第一項第三号から第八号までに掲げる事項の実質的な変更を伴わない変更

2 第五条、第六条第一項、第二項及び第四項、第七条から第十一条まで並びに第十三条から第十六条までの規定（法第十六条第一項の変更の登録に係る事項が前項に掲げる事項である場合にあつては、第八条から第十一条まで及び第十四条の規定を除く。）は、法第十六条第一項の変更の登録について準用する。この場合において、第六条第四項中「別記様式第一号」とあるのは「別記様式第七号」と、第七条中「次に掲げる書類」とあるのは「第一号及び第四号から第九号までに掲げる書類」と、同条第七号中「申請農林

水産物等」とあるのは「法第十六条第一項の変更の登録に係る事項が法第七条第一項第四号から第七号までに掲げる事項である場合には、申請農林水産物等」と、第八条中「別記様式第二号」とあるのは「別記様式第八号」と、第十三条中「次に掲げる事項」とあるのは「変更の年月日、第一号から第三号までに掲げる事項及び変更に係る事項」と、第十四条第一項中「登録をしたときは、当該登録」とあるのは「変更の登録（法第七条第一項第三号に掲げる事項に係るものに限る。）をしたときは、当該変更の登録」と読み替えるものとする。

（法第二十二條第一項の規定による登録の取消しへの準用）

第十九条 第八条から第十条までの規定は、法第二十二條第一項（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定による登録の取消しについて準用する。この場合において、第八条中「別記様式第二号」とあるのは、「別記様式第九号」と読み替えるものとする。

（指定事項）

第二十条 法第二十三條第二項第六号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 指定対象特定農林水産物等の名称について法第二十九條第一項第二号ロの該当の有無

二 指定対象特定農林水産物等の名称について法第二十九条第一項第二号ロに該当する場合には、次に掲げる事項

イ 第六条第二項第二号イからへまでに掲げる事項

ロ 指定をすることについての商標権者又は専用使用権者の承諾の年月日

（指定対象特定農林水産物等に係る意見書の様式）

第二十一条 法第二十五条の意見書は、別記様式第十号により作成しなければならない。

（指定対象特定農林水産物等に係る学識経験者からの意見聴取）

第二十二条 農林水産大臣は、法第二十七条第一項又は第二項の規定により学識経験者の意見を聴くときは、第十条の学識経験者の名簿に記載されている者の意見を聴くものとする。

（指定に係る再公示等）

第二十三条 農林水産大臣は、法第二十四条の規定による公示をした後当該公示に係る特定農林水産物等についての指定をするまで又は指定をしないこととするまでの間において、法第二十三条第二項各号に掲げ

る事項に実質的な変更があったときは、改めて法第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定による手続を行わなければならない。

（指定対象特定農林水産物等の名称を保護すべきでない場合）

第二十四条 法第二十九条第一項第二号ハの農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 動植物の品種の名称と同一の名称であつて、指定対象特定農林水産物等の生産地について誤認させるおそれのあるものである場合

二 不正競争防止法第二条第一項第一号又は第二号に掲げる行為を組成する名称である場合

三 締約国との条約その他の国際約束において保護すべきものとされなかった場合

（指定の変更）

第二十五条 法第三十一条第二項の農林水産省令で定める軽微な事項は、次に掲げる事項とする。

一 行政区画又は土地の名称の変更に伴う指定に係る特定農林水産物等の生産地の名称の変更

二 指定に係る特定農林水産物等の名称が法第二十九条第一項第二号ロに該当する場合において、当該指定後に同号ロに規定する登録商標に係る商標権について専用使用権が設定されたときにおける当該専用

使用権の専用使用権者の氏名又は名称の追加

三 誤記の訂正

四 前三号に掲げるもののほか、法第二十三条第二項第二号から第六号までに掲げる事項の実質的な変更を伴わない変更

2 法第三十一条第二項において読み替えて準用する法第二十八条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 指定の年月日

二 指定に係る特定農林水産物等の区分

三 指定に係る特定農林水産物等の名称

3 第二十一条から前条まで（法第三十一条第一項の規定による指定の変更に係る事項が第一項各号に掲げる事項である場合にあつては、第二十一条から第二十三条までの規定を除く。）の規定は、法第三十一条第一項の規定による指定の変更について準用する。この場合において、第二十一条中「別記様式第十号」とあるのは、「別記様式第十一号」と読み替えるものとする。

（法第三十二条第一項の規定による指定の取消しへの準用）

第二十六条 第二十一条及び第二十二条の規定は、法第三十二条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による指定の取消しについて準用する。この場合において、第二十一条中「別記様式第十号」とあるのは、「別記様式第十二号」と読み替えるものとする。

（公示の方法）

第二十七条 法第三十三条第一項の規定による公示は、農林水産省のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

（身分を示す証明書）

第二十八条 法第三十四条第二項の証明書は、別記様式第十三号による。

（農林水産大臣に対する申出の手続）

第二十九条 法第三十五条第一項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した文書（正副三通）をもつてしなければならない。

- 一 申出人の氏名又は名称及び住所
- 二 申出に係る農林水産物等の名称
- 三 申出の理由
- 四 次に掲げる者の氏名又は名称及び住所
 - イ 申出に係る農林水産物等又はその包装等に登録に係る特定農林水産物等に係る地理的表示若しくはこれに類似する表示を付した者
 - ロ 申出に係る農林水産物等又はその包装等に登録標章を付していない者
 - ハ 申出に係る農林水産物等又はその包装等に登録標章又はこれに類似する標章を付した者
 - ニ 登録に係る特定農林水産物等に係る地理的表示又はこれに類似する表示が付された申出に係る農林水産物等（その包装等にこれらの表示が付されたものを含む。）であつてその輸入に係るものを譲り渡し、譲渡しの委託をし、又は譲渡しのために陳列した輸入業者
 - ホ 登録標章又はこれに類似する標章が付された申出に係る農林水産物等（その包装等にこれらの標章が付されたものを含む。）であつてその輸入に係るものを譲り渡し、譲渡しの委託をし、又は譲渡し

のために陳列した輸入業者

五 申出に係る農林水産物等の申出時における所在場所及び所有者の氏名又は名称

(権限の委任)

第三十条 法に規定する農林水産大臣の権限のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める地方農政局長（北海道農政事務所長を含む。以下同じ。）に委任する。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

一 法第三十四条第一項の規定による登録生産者団体、生産業者その他の関係者に対する報告の徴収 当該登録生産者団体、生産業者その他の関係者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長

二 法第三十四条第一項の規定による登録生産者団体、生産業者その他の関係者に関する立入検査 当該登録生産者団体、生産業者その他の関係者の事務所、事業所、倉庫、ほ場、工場その他の立入検査に係る場所の所在地を管轄する地方農政局長

三 法第三十五条第一項の規定による申出の受付及び同条第二項の規定による前条第四号イからホまでに掲げる者に関する調査 当該調査に係る同号イからホまでに掲げる者の主たる事務所の所在地を管轄す

る地方農政局長

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、法の施行の日（平成二十七年六月一日）から施行する。

（農林水産省組織規則の一部改正）

第二条 農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の見出し中「知的財産専門官」の下に「、地理的表示審査官」を加え、同条第一項中「審査官二十五人」を「地理的表示審査官四人、審査官二十三人」に、「国際専門官一人」を「国際専門官二人」に改め、同条第八項中「国際専門官は」の下に「、命を受けて」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 地理的表示審査官は、命を受けて、特定農林水産物等の登録に係る審査を行う。

第百六十四条中第二十六号を第二十七号とし、第九号から第二十五号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 特定農林水産物等の名称の保護に関すること。

第百九十条中第十二号を第十三号とし、第八号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 特定農林水産物等の名称の保護に関すること。

第百九十七条の次に次の一条を加える。

（地理的表示専門官）

第百九十七条の二 関東農政局、中国四国農政局及び九州農政局の事業戦略課に、それぞれ地理的表示専門官一人を置く。

2 地理的表示専門官は、地方農政局の管轄区域内における特定農林水産物等の名称の保護に関する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

第百九十六条中第十四号を第十五号とし、第七号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 特定農林水産物等の名称の保護に関すること。

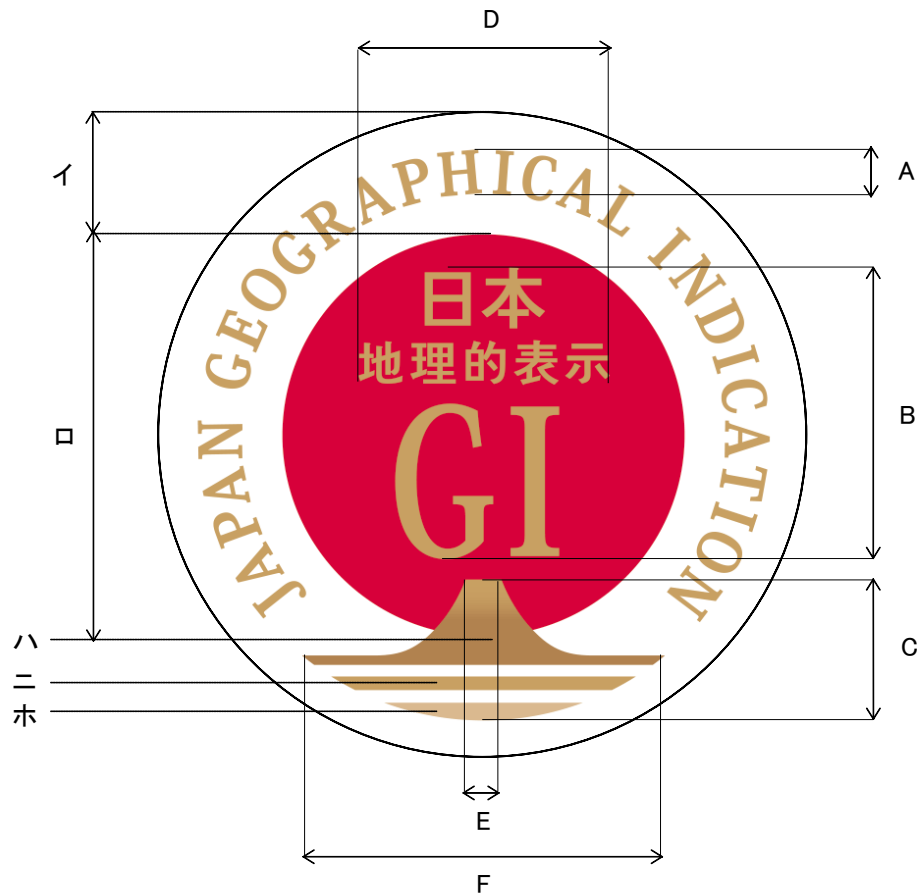
第三百二条中第十一号を第十二号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 特定農林水産物等の名称の保護に関すること。

別表（第四条関係）

農林水産物等又はその包装等の区分	様式
直径十五ミリメートルの大きさの標章を付することが困難でない農林水産物等又はその包装等	カラーの標章を使用する場合には、様式一 モノクロームの標章を使用する場合には、様式二 単色の標章を使用する場合には、様式三
直径十五ミリメートルの大きさの標章を付することが困難な農林水産物等又はその包装等	カラーの標章を使用する場合には、様式四 モノクロームの標章を使用する場合には、様式五 単色の標章を使用する場合には、様式六

様式一（第四条関係）



- (1) 外側の円の直径は、15mm以上とし、内側の円の直径は外側の円の直径の一万分の六千二百十六倍とする。
- (2) 標章中AからFまでの部分の大きさは、次の表の左欄に掲げる部分ごとに、それぞれ同表の右欄に定める大きさとする。

部分	大きさ
A	外側の円の直径の一万分の六百七十五倍
B	外側の円の直径の一万分の四千五百十六倍
C	外側の円の直径の一万分の二千八百十二倍
D	外側の円の直径の一万分の三千八百八十八倍
E	外側の円の直径の一万分の五百五十倍
F	外側の円の直径の一万分の五千六百六倍

- (3) イ、ロ、ニ及びホの部分並びに「JAPAN GEOGRAPHICAL INDICATION」、「日本」、「地理的表示」及び「GI」の文字の色は、次の表の左欄に掲げる部分及び文字ごとに、それぞれ同表の右欄に定める色とする。

部分又は文字	色
イ	白
ロ	PANTONE 199C 又は 0% cyan 100% magenta 65% yellow 10% black
ニ	PANTONE 4655C 又は 25% cyan 40% magenta 65% yellow 0% black
ホ	PANTONE 4655C 70% 又は 17% cyan

		30% magenta 45% yellow 0% black
「JAPAN GEOGRAPHICAL INDICATION」、「日本」、「地理的表示」及び「GI」の文字	PANTONE 4655C 又は	25% cyan 40% magenta 65% yellow 0% black

- (4) ハの部分の色は、次のいずれにも該当するようにするものとする。
- (i) ハの部分中上端部において次の表に定める起点色、上端部から一万分の三千三百七十五倍の部分において同表に定める起点色と終点色の丁度中間の色となるように均一に色の変化が行われたもの。
- (ii) ハの部分中上端部から一万分の三千三百七十五倍の部分において (i) に定める中間の色、上端部から一万分の四千五百倍の部分において次の表に定める終点色となるように均一に色の変化が行われたもの。

色の名前	色
起点色	PANTONE 4655C 又は 25% cyan 40% magenta 65% yellow 0% black
終点色	PANTONE 4645C 又は 30% cyan 50% magenta 70% yellow 10% black

様式二（第四条関係）



- (1) 外側の円の直径は、15mm以上とし、内側の円の直径は外側の円の直径の一万分の六千二百十六倍とする。
- (2) 標章中 A から F までの部分の大きさは、次の表の左欄に掲げる部分ごとに、それぞれ同表の右欄に定める大きさとする。

部分	大きさ
A	外側の円の直径の一万分の六百七十五倍
B	外側の円の直径の一万分の四千五百十六倍
C	外側の円の直径の一万分の二千八百十二倍
D	外側の円の直径の一万分の三千八百八十八倍
E	外側の円の直径の一万分の五百五十倍
F	外側の円の直径の一万分の五千六百六倍

- (3) イ、ロ、ニ及びホの部分並びに「JAPAN GEOGRAPHICAL INDICATION」、「日本」、「地理的表示」及び「GI」の文字の色は、次の表の左欄に掲げる部分及び文字ごとに、それぞれ同表の右欄に定める色とする。

部分又は文字	色
イ並びに「日本」、「地理的表示」、及び「GI」の文字	白
ロ	100% black
ニ及び「JAPAN GEOGRAPHICAL INDICATION」の文字	65% black
ホ	50% black

- (4) ハの部分の色は、次のいずれにも該当するようにするものとする。

- (i) ハの部分中上端部において次の表に定める起点色、上端部から一万分の三千三百七十五倍の部分において同表に定める起点色と終点色の丁度中間の色となるように均一に色の変化が行われたもの。
- (ii) ハの部分中上端部から一万分の三千三百七十五倍の部分において (i) に定める中間の色、上端部から一万分の四千五百倍の部分において次の表に定める終点色となるように均一に色の変化が行われたもの。

色の名前	色
起点色	0% black
終点色	80% black

様式三（第四条関係）



- (1) 外側の円の直径は、15mm以上とし、内側の円の直径は外側の円の直径の一万分の六千二百十六倍とする。
- (2) 標章中AからFまでの部分の大きさは、次の表の左欄に掲げる部分ごとに、それぞれ同表の右欄に定める大きさとする。

部分	大きさ
A	外側の円の直径の一万分の六百七十五倍
B	外側の円の直径の一万分の四千五百十六倍
C	外側の円の直径の一万分の二千八百十二倍
D	外側の円の直径の一万分の三千八百八十八倍
E	外側の円の直径の一万分の五百五十倍
F	外側の円の直径の一万分の五千六百六倍

- (3) イ、ロ、ハ及びニの部分並びに「JAPAN GEOGRAPHICAL INDICATION」の文字の色は黒色（食品衛生上の事情その他の事情から他の色とすることが相当であると認められる場合は、当該色。）とする。

様式四（第四条関係）



- (1) 外側の円の直径は、10mm以上とし、内側の円の直径は外側の円の直径の一万分の六千二百十六倍とする。
- (2) 標章中AからFまでの部分の大きさは、次の表の左欄に掲げる部分ごとに、それぞれ同表の右欄に定める大きさとする。

部分	大きさ
A	外側の円の直径の一万分の六百七十五倍
B	外側の円の直径の一万分の四千五百十六倍
C	外側の円の直径の一万分の二千八百八十二倍
D	外側の円の直径の一万分の三千八百八十八倍
E	外側の円の直径の一万分の五百五十倍
F	外側の円の直径の一万分の五千六百六倍

- (3) イ、ロ、ニ及びホの部分並びに「JAPAN GEOGRAPHICAL INDICATION」、「日本」、「地理的表示」及び「GI」の文字の色は、次の表の左欄に掲げる部分及び文字ごとに、それぞれ同表の右欄に定める色とする。

部分又は文字	色
イ	白
ロ	PANTONE 199C 又は 0% cyan 100% magenta 65% yellow 10% black
ニ	PANTONE 4655C 又は 25% cyan 40% magenta 65% yellow 0% black
ホ	PANTONE 4655C 70% 又は 17% cyan

		30% magenta 45% yellow 0% black
「JAPAN GEOGRAPHICAL INDICATION」、「日本」、「地理的表示」及び「GI」の文字	PANTONE 4655C 又は	25% cyan 40% magenta 65% yellow 0% black

- (4) ハの部分の色は、次のいずれにも該当するようにするものとする。
- (i) ハの部分中上端部において次の表に定める起点色、上端部から一万分の三千三百七十五倍の部分において同表に定める起点色と終点色の丁度中間の色となるように均一に色の変化が行われたもの。
- (ii) ハの部分中上端部から一万分の三千三百七十五倍の部分において (i) に定める中間の色、上端部から一万分の四千五百倍の部分において次の表に定める終点色となるように均一に色の変化が行われたもの。

色の名前	色
起点色	PANTONE 4655C 又は 25% cyan 40% magenta 65% yellow 0% black
終点色	PANTONE 4645C 又は 30% cyan 50% magenta 70% yellow 10% black

様式五（第四条関係）



- (1) 外側の円の直径は、10mm以上とし、内側の円の直径は外側の円の直径の一万分の六千二百十六倍とする。
- (2) 標章中AからFまでの部分の大きさは、次の表の左欄に掲げる部分ごとに、それぞれ同表の右欄に定める大きさとする。

部分	大きさ
A	外側の円の直径の一万分の六百七十五倍
B	外側の円の直径の一万分の四千五百十六倍
C	外側の円の直径の一万分の二千八百十二倍
D	外側の円の直径の一万分の三千八百八十八倍
E	外側の円の直径の一万分の五百五十倍
F	外側の円の直径の一万分の五千六百六倍

- (3) イ、ロ、ニ及びホの部分並びに「JAPAN GEOGRAPHICAL INDICATION」、「日本」、「地理的表示」及び「GI」の文字の色は、次の表の左欄に掲げる部分及び文字ごとに、それぞれ同表の右欄に定める色とする。

部分又は文字	色
イ並びに「日本」、「地理的表示」、及び「GI」の文字	白
ロ	100% black
ニ及び「JAPAN GEOGRAPHICAL INDICATION」の文字	65% black
ホ	50% black

- (4) ハの部分の色は、次のいずれにも該当するようにするものとする。

- (i) ハの部分中上端部において次の表に定める起点色、上端部から一万分の三千三百七十五倍の部分において同表に定める起点色と終点色の丁度中間の色となるように均一に色の変化が行われたもの。
- (ii) ハの部分中上端部から一万分の三千三百七十五倍の部分において (i) に定める中間の色、上端部から一万分の四千五百倍の部分において次の表に定める終点色となるように均一に色の変化が行われたもの。

色の名前	色
起点色	0% black
終点色	80% black

様式六（第四条関係）



- (1) 外側の円の直径は、10mm以上とし、内側の円の直径は外側の円の直径の一万分の六千二百十六倍とする。
- (2) 標章中AからFまでの部分の大きさは、次の表の左欄に掲げる部分ごとに、それぞれ同表の右欄に定める大きさとする。

部分	大きさ
A	外側の円の直径の一万分の六百七十五倍
B	外側の円の直径の一万分の四千五百十六倍
C	外側の円の直径の一万分の二千八百十二倍
D	外側の円の直径の一万分の三千八百八十八倍
E	外側の円の直径の一万分の五百五十倍
F	外側の円の直径の一万分の五千六百六倍

- (3) イ、ロ、ハ及びニの部分並びに「JAPAN GEOGRAPHICAL INDICATION」の文字の色は黒色（食品衛生上の事情その他の事情から他の色とすることが相当であると認められる場合は、当該色。）とする。

別記

様式第一号（第六条関係）

特定農林水産物等の登録の申請

農林水産大臣 殿

年 月 日

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり登録の申請をします。

（この申請書を提出する者（注1））

☐申請者（1に記載） ☐代理人（以下に記載）

住所又は居所（フリガナ）：（〒 ）

氏名又は名称（フリガナ）：

印

法人の場合には代表者の氏名：

電話番号：

（注1）

イ この申請書を提出する者が申請者である場合には、「☐申請者」にチェックを付し、本欄には記載せずに、「1 申請者」に記載する。

ロ この申請書を提出する者が代理人である場合には、「☐代理人」にチェックを付し、本欄に記載する。

1 申請者

（1）単独申請又は共同申請の別

☐ 単独申請 ☐ 共同申請

（2）名称及び住所並びに代表者（又は管理人）の氏名等（注2）

住所（フリガナ）：（〒 ）

名称（フリガナ）：

印

代表者（管理人）の氏名：

ウェブサイトのアドレス（注3）：

（注2）共同申請の場合には、共同申請者を全員記載すること。

（注3）ウェブサイトがある場合にのみ記載すれば足りる。

（3）申請者の法形式：

2 農林水産物等が属する区分

区分名：

区分に属する農林水産物等：

3 農林水産物等の名称（注4）

名称（フリガナ）：

（注4）名称が複数ある場合には、全部記載すること。なお、日本国外への輸

出を想定している場合には、輸出時に使用する名称についても併せて記載することができる。

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲（注5）：

（注5）併せて、生産地の位置関係を示す図面を添付することもできる。

5 農林水産物等の特性

（説明）（注6）

（注6）「説明」欄には、農林水産物等の品質、社会的評価その他の確立した特性を記載する。

6 農林水産物等の生産の方法

（説明）（注7）

（注7）「説明」欄には、技術的な基準、出荷基準・規格、栽培される品種、特別な飼料、特別な原材料等を記載する。

7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

（説明）

8 農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績

（説明）（注8）

（注8）申請農林水産物等の発祥、生産の開始時期、現在に至るまでの経緯等を記載することができる。

9 法第13条第1項第4号ロ該当の有無等

（1）法第13条第1項第4号ロ該当の有無

申請農林水産物等の名称は、法第13条第1項第4号ロに

☐ 該当する（注9）

商標権者の氏名又は名称：

登録商標：

指定商品又は指定役務：

商標登録の登録番号：

商標権の設定の登録（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、商標権の設定の登録及び存続期間の更新登録）の年月日：

☐ 該当しない

（注9）法第13条第1項第4号ロに該当する登録商標は全て記載すること。

（2）法第13条第2項該当の有無（（1）で「該当する」欄にチェックを付した場合に限る。）（注10）

☐ 法第13条第2項第1号に該当

【専用使用権】

- ☐ 専用使用権は設定されている。
専用使用権者の氏名又は名称：
専用使用権者の承諾の年月日：
- ☐ 専用使用権は設定されていない。

- ☐ 法第13条第2項第2号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

- ☐ 専用使用権は設定されている。
専用使用権者の氏名又は名称：
専用使用権者の承諾の年月日：
- ☐ 専用使用権は設定されていない。

- ☐ 法第13条第2項第3号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

- ☐ 専用使用権は設定されている。
専用使用権者の氏名又は名称：
専用使用権者の承諾の年月日：
- ☐ 専用使用権は設定されていない。

(注10) (1) で記載した登録商標ごとに記載すること。

10 連絡先（文書送付先）

住所又は居所：（〒 ）

宛名：

担当者の氏名及び役職：

電話番号：

ファックス番号：

電子メールアドレス：

〔添付書類の目録〕

申請書に添付した書類の「□」欄に、チェックを付すこと。

- ☐ 1 明細書
- ☐ 2 生産行程管理業務規程
- ☐ 3 代理人により申請する場合は、その権限を証明する委任状等の書類
- ☐ 4 法第2条第5項に規定する生産者団体であることを証明する書類
- ☐ (1) 申請者が法人（法令において、加入の自由の定めがあるものに限る。）の場合は、登記事項証明書
- ☐ (2) 申請者が法人（(1)に該当する場合を除く。）の場合は、登記事項証明書及び定款その他の基本約款
- ☐ (3) 申請者が法人でない場合は、定款その他の基本約款

- ☐ 5 外国の団体の場合は、誓約書
- ☐ 6 法第13条第1項第1号に規定する欠格条項に関する申告書
- ☐ 7 法第13条第1項第2号ハに規定する経理的基礎を有することを証明する書類
書類名（注11）：
- ☐ 8 法第13条第1項第2号ニに規定する必要な体制を整備していることを証明する書類
書類名（注11）：
- ☐ 9 申請農林水産物等が特定農林水産物等に該当することを証明する書類
書類名（注11）：
- ☐ 10 申請農林水産物等の写真
- ☐ 11 法第13条第1項第4号ロに該当する場合には、商標権者等の承諾を証明する書類
- ☐ 12 前記3から9まで及び11の書類が外国語で作成されている場合には、翻訳文

（注11）書類が複数ある場合には、その全てを記載すること。

別記

様式第二号（第八条関係）

意見書

農林水産大臣 殿

年 月 日

提出者

住所：（〒 ）

氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）： 印

電話番号：

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり意見を提出します。

記

1 意見の対象となる登録の申請

（1）登録の申請の番号及び年月日

（2）申請農林水産物等の区分

（3）申請農林水産物等の名称

2 意見の内容

上記1の登録の申請は、

☐ 登録すべきである。

（理由）

☐ 次の理由から登録を拒否すべきである（複数選択も可）。

☐ 法第13条第1項第2号に該当する。

（理由）

☐ 法第13条第1項第3号に該当する。

（理由）

☐ 法第13条第1項第4号に該当する。

（理由）

☐ その他

3 添付書類の目録

（注）意見の内容を裏付ける書類を添付することができる。

別記

様式第三号（第十二条関係）

特定農林水産物等登録簿

登録番号		登録年月日	
申請番号		申請年月日	
特定農林水産物等の区分			
特定農林水産物等の名称			
特定農林水産物等の生産地			
特定農林水産物等の特性			
特定農林水産物等の生産の方法			
特定農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由			
特定農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績			
規則第6条第2項各号に掲げる事項			
登録生産者団体の名称及び住所並びに代表者の氏名			
(注) 登録事項の変更があった場合には、記録部の登録事項欄に、変更年月日及び変更に係る事項の概要を記載する。			

< 特定農林水産物等の名称の記録部 > (登録番号)	
番号	登録事項欄
< 特定農林水産物等の生産地の記録部 > (登録番号)	
番号	登録事項欄
< 特定農林水産物等の特性の記録部 > (登録番号)	
番号	登録事項欄
< 特定農林水産物等の生産の方法の記録部 > (登録番号)	
番号	登録事項欄
< 特定農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられる ものであることの理由の記録部 > (登録番号)	
番号	登録事項欄
< 特定農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績 の記録部 > (登録番号)	
番号	登録事項欄

＜規則第 6 条第 2 項各号に掲げる事項の記録部＞（登録番号）	
番号	登録事項欄
＜登録生産者団体の記録部＞（登録番号）	
番号	登録事項欄

別記

様式第四号（第十四条関係）

特 定 農 林 水 産 物 等 登 録 証

- 1 登録番号
- 2 登録の年月日
- 3 特定農林水産物等の区分
- 4 特定農林水産物等の名称
- 5 登録生産者団体

住所

名称

代表者（又は管理人）の氏名

この特定農林水産物等は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律第12条第1項の規定により特定農林水産物等登録簿に登録されたことを証明する。

年 月 日

農林水産大臣 氏名

印

別記

様式第五号（第十七条関係）

特定農林水産物等の変更の登録の申請

農林水産大臣 殿

年 月 日

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の登録の申請をします。

（この申請書を提出する者（注1））

☐変更申請者（1に記載） ☐代理人（以下に記載）

住所又は居所（フリガナ）：（〒 ）

氏名又は名称（フリガナ）：

印

法人の場合には代表者の氏名：

電話番号：

（注1）

イ この申請書を提出する者が変更申請者である場合には、「☐変更申請者」にチェックを付し、本欄には記載せずに、「1 変更申請者」に記載する。

ロ この申請書を提出する者が代理人である場合には、「☐代理人」にチェックを付し、本欄に記載する。

1 変更申請者

（1）単独申請又は共同申請の別

☐ 単独申請 ☐ 共同申請

（2）名称及び住所並びに代表者（又は管理人）の氏名等（注2）

住所（フリガナ）：（〒 ）

名称（フリガナ）：

印

代表者（管理人）の氏名：

ウェブサイトのアドレス（注3）：

（注2）共同申請の場合には、共同申請者を全員記載すること。

（注3）ウェブサイトがある場合にのみ記載すれば足りる。

（3）変更申請者の法形式：

2 登録番号（注4）

（注4）生産者団体の追加を求める登録に係る登録番号を記載すること。

3 登録に係る特定農林水産物等の名称

4 連絡先（文書送付先）

住所又は居所：（〒 ）

宛名：

担当者の氏名及び役職：

電話番号：

ファックス番号：

電子メールアドレス：

[添付書類の目録]

変更申請書に添付した書類の「□」欄に、チェックを付すこと。

- ☐ 1 明細書
- ☐ 2 生産行程管理業務規程
- ☐ 3 代理人により申請する場合は、その権限を証明する委任状等の書類
- ☐ 4 法第2条第5項において規定する生産者団体であることを証明する書類
 - ☐ （1）変更申請者が法人（法令において、加入の自由の定めがあるものに限る。）の場合は、登記事項証明書
 - ☐ （2）変更申請者が法人（（1）に該当する場合を除く。）の場合は、登記事項証明書及び定款その他の基本約款
 - ☐ （3）変更申請者が法人でない場合は、定款その他の基本約款
- ☐ 5 外国の団体の場合は、誓約書
- ☐ 6 法第13条第1項第1号に規定する欠格条項に関する申告書
- ☐ 7 法第13条第1項第2号ハに規定する経理的基礎を有することを証明する書類
書類名（注5）：
- ☐ 8 法第13条第1項第2号ニに規定する必要な体制を整備していることを証明する書類
書類名（注5）：
- ☐ 9 前記3から8までの書類が外国語で作成されている場合には、翻訳文

（注5）書類が複数ある場合には、その全てを記載すること。

別記

様式第六号（第十七条関係）

意見書

農林水産大臣 殿

年 月 日

提出者

住所：（〒 ）

氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）： 印

電話番号：

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第15条第2項において準用する法第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり意見を提出します。

記

1 意見の対象となる変更の登録の申請

（1）変更の登録の申請の番号及び年月日

（2）登録番号

（3）登録に係る特定農林水産物等の名称

2 意見の内容

上記1の変更の登録の申請は、

☐ 登録すべきである。

（理由）

☐ 次の理由から登録を拒否すべきである（複数選択も可）。

☐ 法第13条第1項第2号に該当する。

（理由）

☐ 法第13条第1項第4号に該当する。

（理由）

☐ その他

3 添付書類の目録（注）

（注）意見の内容を裏付ける書類を添付することができる。

別記

様式第七号（第十八条関係）

特定農林水産物等の変更の登録の申請

農林水産大臣 殿

年 月 日

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第16条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の登録の申請をします。

（この申請書を提出する者（注1））

☐変更申請者（1に記載） ☐代理人（以下に記載）

住所又は居所（フリガナ）：（〒 ）

氏名又は名称（フリガナ）：

印

法人の場合には代表者の氏名：

電話番号：

（注1）

イ この申請書を提出する者が変更申請者である場合には、「☐変更申請者」にチェックを付し、本欄には記載せずに、「1 変更申請者」に記載する。

ロ この申請書を提出する者が代理人である場合には、「☐代理人」にチェックを付し、本欄に記載する。

1 変更申請者（注2）

住所（フリガナ）：（〒 ）

名称（フリガナ）：

印

代表者（又は管理人）の氏名：

ウェブサイトのアドレス（注3）：

（注2）変更の登録の申請の対象となる登録に係る登録生産者団体が複数ある場合には、その全部を記載すること。

（注3）ウェブサイトがある場合にのみ記載すれば足りる。

2 登録番号（注4）

（注4）変更の登録の申請の対象となる登録に係る登録番号を記載すること。

3 登録に係る特定農林水産物等の名称

4 変更を求める事項

（1）農林水産物等の名称（注5）

変更前の名称（フリガナ）：

変更後の名称（フリガナ）：

(注5) 名称が複数ある場合には、全部記載すること。なお、日本国外への輸出を想定している場合には、輸出時に使用する名称についても併せて記載することができる。

(2) 農林水産物等の生産地 (注6)

(変更前)

生産地の範囲：

(変更後)

生産地の範囲：

(注6) 併せて、生産地の位置関係を示す図面を添付することもできる。

(3) 農林水産物等の特性 (注7)

(変更前の特性の説明)

(変更後の特性の説明)

(注7) 「特性の説明」欄には、農林水産物等の品質、社会的評価その他の確立した特性を記載する。

(4) 農林水産物等の生産の方法 (注8)

(変更前の生産の方法の説明)

(変更後の生産の方法の説明)

(注8) 「生産の方法の説明」欄には、技術的な基準、出荷基準・規格、栽培される品種、特別な飼料、特別な原材料等を記載する。

(5) 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであること
理由

(変更前の説明)

(変更後の説明)

(6) 農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績 (注9)

(変更前の説明)

(変更後の説明)

(注9) 特定農林水産物等の発祥、生産の開始時期、現在に至るまでの経緯等を記載することができる。

(7) 法第13条第1項第4号ロ該当の有無等

(変更前)

① 法第13条第1項第4号ロ該当の有無

登録に係る特定農林水産物等の名称は、法第13条第1項第4号ロに

☐ 該当する (注10)

商標権者の氏名又は名称：

登録商標：

指定商品又は指定役務：

商標登録の登録番号：

商標権の設定の登録（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、商標権の設定の登録及び存続期間の更新登録）の年月日：

☐ 該当しない

(注10) 法第13条第1項第4号ロに該当する登録商標は全て記載すること。

② 法第13条第2項該当の有無（①で「該当する」欄にチェックを付した場合に限る。）(注11)

☐ 法第13条第2項第1号に該当

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

☐ 法第13条第2項第2号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

☐ 法第13条第2項第3号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

(注11) ①で記載した登録商標ごとに記載すること。

(変更後)

① 法第13条第1項第4号ロ該当の有無

登録に係る特定農林水産物等の名称は、法第13条第1項第4号ロに

☐ 該当する（注12）

商標権者の氏名又は名称：

登録商標：

指定商品又は指定役務：

商標登録の登録番号：

商標権の設定の登録（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、商標権の設定の登録及び存続期間の更新登録）の年月日：

☐ 該当しない

（注12）法第13条第1項第4号ロに該当する登録商標は全て記載すること。

② 法第13条第2項該当の有無（①で「該当する」欄にチェックを付した場合に限る。）（注13）

☐ 法第13条第2項第1号に該当

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

☐ 法第13条第2項第2号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

☐ 法第13条第2項第3号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

（注13）①で記載した登録商標ごとに記載すること。

5 連絡先（文書送付先）

住所又は居所：（〒 ）

宛名：

担当者の氏名及び役職：

電話番号：

ファックス番号：

電子メールアドレス：

別記

様式第八号（第十八条関係）

意見書

農林水産大臣 殿

年 月 日

提出者

住所：（〒 ）

氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）： 印

電話番号：

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第16条第3項において準用する法第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり意見を提出します。

記

1 意見の対象となる変更の登録の申請

（1）変更の登録の申請の番号及び年月日

（2）登録番号

（3）登録に係る特定農林水産物等の名称

2 意見の内容

上記1の変更の登録の申請は、

☐ 登録すべきである。

（理由）

☐ 次の理由から登録を拒否すべきである（複数選択も可）。

☐ 法第13条第1項第2号に該当する。

（理由）

☐ 法第13条第1項第3号に該当する。

（理由）

☐ 法第13条第1項第4号に該当する。

（理由）

☐ その他

3 添付書類の目録（注）

（注）意見の内容を裏付ける書類を添付することができる。

別記

様式第九号（第十九条関係）

意 見 書

農林水産大臣 殿

年 月 日

提出者

住所：（〒 ）

氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）： 印

電話番号：

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第22条第2項において準用する法第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり意見を提出します。

記

1 意見の対象となる取消しをしようとする登録

（1）登録番号

（2）登録に係る特定農林水産物等の名称

（3）登録生産者団体の名称及び住所

2 意見の内容

上記1の登録は、

☐ 取り消すべきである。

（理由）

☐ 取り消すべきではない。

（理由）

☐ その他

3 添付書類の目録（注）

（注）意見の内容を裏付ける書類を添付することができる。

別記

様式第十号（第二十一条関係）

意見書

農林水産大臣 殿

年 月 日

提出者

住所：（〒 ）

氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）： 印

電話番号：

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第25条の規定に基づき、下記のとおり意見を提出します。

記

1 意見の対象となる指定

（1）指定前の公示の番号及び年月日

（2）指定対象特定農林水産物等の区分

（3）指定対象特定農林水産物等の名称

2 意見の内容

上記1の指定は、

☐ 指定すべきである。

（理由）

☐ 次の理由から指定すべきでない（複数選択も可）。

☐ 法第29条第1項第1号に該当する。

（理由）

☐ 法第29条第1項第2号に該当する。

（理由）

☐ その他

3 添付書類の目録（※）

（※）意見の内容を裏付ける書類を添付することができます。

別記

様式第十一号（第二十五条関係）

意見書

農林水産大臣 殿

年 月 日

提出者

住所：（〒 ）

氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）： 印

電話番号：

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第31条第2項において準用する法第25条の規定に基づき、下記のとおり意見を提出します。

記

1 意見の対象となる指定の変更

（1）指定の変更前の公示の番号及び年月日

（2）指定番号

（3）指定に係る特定農林水産物等の名称

2 意見の内容

上記1の指定の変更は、

☐ 変更すべきである。

（理由）

☐ 次の理由から変更すべきでない（複数選択も可）。

☐ 法第29条第1項第1号に該当する。

（理由）

☐ 法第29条第1項第2号に該当する。

（理由）

☐ その他

3 添付書類の目録（※）

（※）意見の内容を裏付ける書類を添付することができます。

別記

様式第十二号（第二十六条関係）

意見書

農林水産大臣 殿

年 月 日

提出者

住所：（〒 ）

氏名（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）： 印

電話番号：

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第32条第2項において準用する法第25条の規定に基づき、下記のとおり意見を提出します。

記

1 意見の対象となる取消しをしようとする指定

（1）指定番号

（2）指定に係る特定農林水産物等の名称

2 意見の内容

上記1の指定は、

☐ 取り消すべきである。

（理由）

☐ 取り消すべきではない。

（理由）

☐ その他

3 添付書類の目録（※）

（※）意見の内容を裏付ける書類を添付することができます。

(表)

第 年 月 号 日 発行

身 分 証 明 書

官職名及び氏名

年 月 日生

上記の者は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律第34条第1項の規定による立入検査に従事する職員であることを証明する。

写

真

○ 押出スランプ

農林水産大臣
(地方農政局長又は北海道農政事務所長)

印

特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（抄）

（報告及び立入検査）

第34条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録生産者団体、生産業者その他の関係者に対し、その業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所、倉庫、ほ場、工場その他の場所に立ち入り、業務の状況若しくは農林水産物等、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第42条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一～三 （略）

四 第34条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第43条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第39条 3億円以下の罰金刑

二 第40条 1億円以下の罰金刑

三 前条 同条の罰金刑

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。